

令和8年3月10日

# 町 議 会 議 案

第 1 回  
(定 例)

鹿 追 町

# 議 案 目 次

議 案 番 号	件 名	議 決 内 容
3	鹿追町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	
4	鹿追町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	
5	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
6	鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について	
7	鹿追高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例の制定について	
8	鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について	
9	鹿追町子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	
10	鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
11	鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
12	鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について	
13	令和7年度鹿追町一般会計補正予算（第12号）について	
14	令和7年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	
15	令和7年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について	
16	令和7年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算（第5号）について	
17	令和7年度鹿追町下水道事業会計補正予算（第3号）について	
18	令和7年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第4号）について	
19	令和7年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	
20	令和8年度鹿追町一般会計予算について	
21	令和8年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について	



## 議案第 3 号

鹿追町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

鹿追町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和8年3月10日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

### 鹿追町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

#### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援

事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額

の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
  - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが相当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

- 第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

- 第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

- 第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに特定乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の特定乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による費用の額の支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生

の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提

出に代えて、第4項に定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、

「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 4 号

鹿追町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 1 0 日

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例

鹿追町防災行政無線施設設置条例（昭和 5 9 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中

「

送信施設	本部	鹿追町役場
	遠隔制御局	北十勝消防事務組合鹿追消防署

」を

「

送信施設	本部	鹿追町役場
	遠隔制御局	とちち広域消防事務組合鹿追消防署
	再送信局	町長が必要と認めた箇所

」に、

「機関」を「施設等」に改める。

第 6 条ただし書中「防災機関、学校、集会所、その他」を削り、「施設については」を「場合は」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、改正前の鹿追町防災行政無線施設設置条例の規定により申請されたものについては、なお従前の例による。

## 議案第 5 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 1 0 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 6 項中「第 5 項」を「前項」に改める。

第 9 条第 5 項中「前各号」を「前各項」に改める。

第 1 6 条の表中「2 0, 0 0 0 円」を「2 2, 5 0 0 円」に、「7, 0 0 0 円」を「1 1, 2 5 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 6 号

鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月10日提出

鹿追町長 喜井 知己

鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例

鹿追町学童保育所条例（平成4年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、一時保育事業（以下「一時保育」という。）の児童は、定員に含めないものとする。

第3条中「学童保育所」の次に「に入所又は一時保育を利用する児童1人あたりの」を加え、「（以下「保育料」という。）は、児童1人につき月額3,000円とする。」を「は、次の金額とする。」に改め、同条に次の各号を加える。

- |              |         |    |        |
|--------------|---------|----|--------|
| (1) 学童保育所に入所 | 児童1人につき | 月額 | 3,000円 |
| (2) 一時保育を利用  | 児童1人につき | 日額 | 500円   |

第4条第1項中「前条」の次に「第1号」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（一時保育事業）

第6条の2 前条にかかわらず、保護者の病気その他の理由で一時的に同条に定める入所措置の基準に満たすこととなる児童について、1日を単位として利用することができる。

第7条を次のように改める。

（入所の不許可）

第7条 町長は、入所及び一時保育に係る児童について、疾病、負傷及び感染症その他心身の状況を考慮し、保育の実施が困難と認めるときは、その申請を許可しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第 7 号

鹿追高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追高等学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月10日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例

鹿追高等学校寄宿舎設置条例（令和6年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鹿追町の高等学校教育の充実及び発展に資するため」を「鹿追町の高等学校教育の充実及び発展に資するとともに、教育関係者等の視察及び高等学校への入学を希望する者その他町が認める教育目的の来町者に対し、教育交流、国際交流及び教育実習のための宿泊の便宜を供するため」に改める。

第2条第2号中「鹿追町緑町2丁目1番地」の次に「、鹿追町緑町2丁目2番地及び鹿追町緑町1丁目15番地」を加える。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（教育交流等の利用）

第10条 教育委員会は、鹿追町教育の振興に資すると認めるときは、寄宿舎の一部を次に掲げる者に利用させることができる。

- (1) 教育関係者で、町内の学校又は寄宿舎の視察を目的とする者
- (2) 鹿追高校への入学を希望する者で、体験的な滞在を目的とする者
- (3) 保育園留学その他の教育関連事業の参加者
- (4) 教育実習その他学校教育に関連する活動を行う者
- (5) その他教育委員会が特に必要と認めた者

（教育交流等の利用に係る管理運営等）

第11条 前条の規定による利用に係る管理運営の方法、利用の手続その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 8 号

鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月10日提出

鹿追町長 喜井 知己

鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例

鹿追町立地域保育所条例（昭和40年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（一時保育事業）

第8条の2 町長が特に必要と認める場合は、地域保育所において鹿追町立認定こども園条例（平成26年条例第22号）第10条から第13条の規定に準じて子どもを一時的に保育する事業を実施することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 9 号

鹿追町子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町子育て支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月10日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町子育て支援センター条例の一部を改正する条例

鹿追町子育て支援センター条例（平成14年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第10条に規定する」を「第10条から第13条の規定に準じて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 10 号

鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月10日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条」を「第5条」に、「第5条」を「第6条」に改める。

第2章の章名及び同章第1節の節名を削る。

第5条の次に次の章名及び節名を付する。

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第 11 号

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月10日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町介護保険条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

- 第9条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第8条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。
- 2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。
  - 3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議案第 12 号

鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について

鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月10日

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(鹿追町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例)

第1条 鹿追町簡易水道事業給水条例（平成10年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長又は他の地方公共団体の長が同項の指定した者が給水工事を施行する必要があると認める場合は、この限りでない。

第6条第2項及び第3項中「指定給水装置工事事業者」の次に「等」を加える。

第7条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「等」を加える。

(鹿追町農業集落排水処理施設管理条例の一部を改正する条例)

第2条 鹿追町農業集落排水処理施設管理条例（平成元年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「町の指定する排水設備工事業」を「次の各号に掲げる工事を除き、上下水道事業管理者が指定する」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 上下水道事業管理者が特に認めた軽微な工事
- (2) 災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理

者を含む。以下この項及び次項において同じ。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

- (3) 指定工事店及び前項第2号の規定により管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めた場合における当該他の市町村長の指定を受けた者に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(鹿追町公共下水道条例の一部を改正する条例)

第3条 鹿追町公共下水道条例(平成6年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第7条中「鹿追町排水設備工事指定業者規則(平成元年規則第8号)の規定により町長の指定する排水設備工事業」を「次の各号に掲げる工事を除き、上下水道事業管理者が指定する」に、「つてはならない」を「うことができない」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 上下水道事業管理者が特に認めた軽微な工事
- (2) 災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この項及び次項において同じ。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

第7条に次の1項を加える。

- 2 指定工事店及び前項第2号の規定により管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めた場合における当該他の市町村長の指定を受けた者に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(鹿追町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例)

第4条 鹿追町個別排水処理施設管理条例(平成8年条例第2号)の一部を次のよう改正する。

第4条第2項中「鹿追町排水設備工事指定業者規則(平成元年規則第8号)の規定により、町長の指定する排水設備工事業」を「次の各号に掲げる工事を除き、上下水道事

業管理者が指定する」に、「つてはならない」を「うことができない」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 上下水道事業管理者が特に認めた軽微な工事
- (2) 災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この項及び次項において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

第4条に次の1項を加える。

- 4 指定工事店及び第2項第2号の規定により管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めた場合における当該他の市町村長の指定を受けた者に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 令和 7 年度 鹿 追 町 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 2 号 )

令和 7 年度 鹿 追 町 の 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 2 号 ) は 、 次 に 定 め る と ころ に よ る 。

( 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 )

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 に 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 21, 557 千 円 を 追 加 し 、 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 を 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 8, 838, 331 千 円 と 定 め る 。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 並 び に 補 正 後 の 歳 入 歳 出 予 算 の 金 額 は 、 「 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正 」 に よ る 。

( 継 続 費 の 補 正 )

第 2 条 継 続 費 の 変 更 は 、 「 第 2 表 継 続 費 補 正 」 に よ る 。

( 債 務 負 担 行 為 の 補 正 )

第 3 条 債 務 負 担 行 為 の 変 更 は 、 「 第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正 」 に よ る 。

( 地 方 債 の 補 正 )

第 4 条 地 方 債 の 追 加 及 び 変 更 は 、 「 第 4 表 地 方 債 補 正 」 に よ る 。

令 和 8 年 3 月 10 日 提 出

鹿 追 町 長 喜 井 知 己

(歳入)

## 第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 町税		816,904	80,000	896,904
	1. 町民税	355,817	30,000	385,817
	2. 固定資産税	398,074	50,000	448,074
2. 地方譲与税		148,740	77	148,817
	3. 森林環境譲与税	6,740	77	6,817
11. 地方交付税		3,303,864	124,808	3,428,672
	1. 地方交付税	3,303,864	124,808	3,428,672
13. 分担金及び負担金		18,211	4,736	22,947
	1. 分担金	16,163	4,736	20,899
14. 使用料及び手数料		671,749	△10,474	661,275
	1. 使用料	654,094	△10,474	643,620
15. 国庫支出金		1,070,562	△51,919	1,018,643
	1. 国庫負担金	247,374	△31,365	216,009
	2. 国庫補助金	814,834	△20,554	794,280
16. 道支出金		330,739	34,219	364,958
	1. 道負担金	102,678	△4,590	98,088
	2. 道補助金	201,193	38,178	239,371
	3. 委託金	26,868	631	27,499
17. 財産収入		68,998	2,628	71,626
	1. 財産運用収入	49,415	3,771	53,186
	2. 財産売却収入	19,583	△1,143	18,440
18. 寄附金		150,700	1,638	152,338
	1. 寄附金	150,700	1,638	152,338
19. 繰入金		945,351	△311,217	634,134
	1. 基金繰入金	941,314	△311,223	630,091
	2. 特別会計繰入金	4,037	6	4,043
20. 繰越金		280,000	149,774	429,774

	1. 繰越金	280,000	149,774	429,774
21. 諸収入		404,156	15,287	419,443
	3. 貸付金元利収入	72,980	5,643	78,623
	4. 受託事業収入	14,694	1,084	15,778
	5. 雑入	316,432	8,560	324,992
22. 町債		456,800	△18,000	438,800
	1. 町債	456,800	△18,000	438,800
歳 入 合 計		8,816,774	21,557	8,838,331

第 2 表

継 続 費 補 正

(変 更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	役場周辺エリア Z E C化改修等事業	千円	令和6年度	千円	千円	令和6年度	千円
			4, 1 3 5, 0 7 6		0	4, 1 3 5, 0 7 6		0
				令和7年度	1 0 1, 8 6 0		令和7年度	1 0 1, 7 5 0
				令和8年度	1, 6 9 8, 6 9 3		令和8年度	1, 8 9 9, 6 2 5
		令和9年度	2, 3 3 4, 5 2 3		令和9年度	2, 1 3 3, 7 0 1		
7 土木費	2 河 川 費	然別演習場障害防止 対策事業(然別演習場 土砂流出対策)		令和7年度	6, 2 2 4		令和7年度	6, 2 2 4
			3 4, 2 3 5		2 8, 0 1 1	3 2, 1 0 1		2 5, 8 7 7

第 3 表

債 務 負 担 行 為 補 正

(変 更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和 7 年度鹿追町脱炭素補助金 利子・保証料補給金	自 令和 8 年度 至 令和 1 7 年度	9 4 7 千円以内	補正前に同じ	1, 1 9 5 千円以内

第 4 表

地 方 債 補 正

(追 加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
デジタル活用推進事業	千円以内 15,500	普通貸借 又 証券発行	5.0%以内（ただし金利見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(変 更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
過疎対策事業	千円以内 299,100	普通貸借 又 証券発行	2.0%以内（ただし金利見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円以内 272,900	補正前に同じ	5.0%以内（補正前に同じ）	補正前に同じ
緊急防災・減災事業	89,000	同上	同上	同上	88,100	同上	同上	同上
緊急浚渫推進事業	10,000	同上	同上	同上	9,500	同上	同上	同上
一般補助施設整備事業	60,700	同上	同上	同上	52,800	同上	同上	同上

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町税	816,904	80,000	896,904
2. 地方譲与税	148,740	77	148,817
11. 地方交付税	3,303,864	124,808	3,428,672
13. 分担金及び負担金	18,211	4,736	22,947
14. 使用料及び手数料	671,749	△10,474	661,275
15. 国庫支出金	1,070,562	△51,919	1,018,643
16. 道支出金	330,739	34,219	364,958
17. 財産収入	68,998	2,628	71,626
18. 寄附金	150,700	1,638	152,338
19. 繰入金	945,351	△311,217	634,134
20. 繰越金	280,000	149,774	429,774
21. 諸収入	404,156	15,287	419,443
22. 町債	456,800	△18,000	438,800
歳入合計	8,816,774	21,557	8,838,331

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 議会費	50,219	△589	49,630				△589
2. 総務費	2,672,610	△48,911	2,623,699	△11,743	△6,800	△8,030	△22,338
3. 民生費	800,258	△15,932	784,326	△35,999	1,900	△4,021	22,188
4. 衛生費	490,515	61,730	552,245	△880	1,300	△1,000	62,310
5. 農林費	1,342,102	60,450	1,402,552	35,996	△7,700	18,869	13,285
6. 商工費	245,816	△2,370	243,446	16		1,532	△3,918
7. 土木費	580,136	△5,819	574,317	△2,211	△500		△3,108
8. 消防費	234,100	1,952	236,052				1,952
9. 教育費	871,903	△40,232	831,671	△7,285	△6,200	△25,561	△1,186
10. 公債費	965,204	0	965,204			△201,388	201,388
11. 諸支出金	548,814	11,278	560,092	4,406		2,197	4,675
歳 出 合 計	8,816,774	21,557	8,838,331	△17,700	△18,000	△217,402	274,659

## 2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 1. 町税	816,904	80,000	896,904			
項 1. 町民税	355,817	30,000	385,817			
目 1. 個人	321,419	30,000	351,419			
				1. 現年課税分	30,000	現年課税分 30,000
項 2. 固定資産税	398,074	50,000	448,074			
目 1. 固定資産税	390,632	50,000	440,632			
				1. 現年課税分	50,000	現年課税分 50,000
款 2. 地方譲与税	148,740	77	148,817			
項 3. 森林環境譲与税	6,740	77	6,817			
目 1. 森林環境譲与税	6,740	77	6,817			
				1. 森林環境譲与税	77	森林環境譲与税 77
款11. 地方交付税	3,303,864	124,808	3,428,672			
項 1. 地方交付税	3,303,864	124,808	3,428,672			
目 1. 地方交付税	3,303,864	124,808	3,428,672			
				1. 地方交付税	124,808	地方交付税 124,808
款13. 分担金及び負担金	18,211	4,736	22,947			

項 1. 分担金	16,163	4,736	20,899			
目 1. 農林費分担金	16,163	4,736	20,899			
				1. 農業費分担金	4,736	道営農業農村整備事業分担金 4,736
款14. 使用料及び手数料	671,749	△ 10,474	661,275			
項 1. 使用料	654,094	△ 10,474	643,620			
目 2. 民生使用料	2,619	△ 71	2,548			
				1. 児童福祉使用料	△ 71	学童保育所保育料 △71
目 4. 農林使用料	550,138	△ 1,364	548,774			
				1. 農業使用料	△ 1,364	畑かん用水道使用料 △355 バイオガスプラント使用料 △1,009
目 7. 教育使用料	32,966	△ 9,039	23,927			
				1. 教育総務使用料	△ 9,338	鹿追高校寄宿舍使用料 △9,338
				2. 社会教育使用料	299	ピュアモルトクラブハウス使用料 299
款15. 国庫支出金	1,070,562	△ 51,919	1,018,643			
項 1. 国庫負担金	247,374	△ 31,365	216,009			
目 1. 民生費国庫負担金	247,317	△ 31,365	215,952			
				1. 社会福祉費負担金	△ 25,594	国民健康保険保険基盤安定負担金 7

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
						障害者医療費負担金 <span style="float:right">△1,351</span> 障害者自立支援給付費等負担金 <span style="float:right">△24,253</span> 重層的支援体制整備事業交付金 <span style="float:right">3</span>
				2. 児童福祉費負担金	△ 5,771	児童手当負担金 <span style="float:right">△5,771</span>
項 2. 国庫補助金	814,834	△ 20,554	794,280			
目 1. 総務費国庫補助金	433,139	△ 4,358	428,781			
				1. 総務管理費補助金	△ 4,358	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素化先行地域づくり事業） <span style="float:right">13,349</span> 役場周辺エリアZEC化改修等実施設計業務委託事業（8,634） 瓜幕エリア自然体験留学センター新設等実施設計業務委託事業（4,715） 民生安定施設整備事業補助金 <span style="float:right">△9,084</span> 新しい地方経済・生活環境創生交付金 <span style="float:right">1,564</span> 瓜幕エリア自然体験留学センター新設等実施設計業務委託事業 総務管理費補助金 <span style="float:right">△10,187</span> 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
目 2. 民生費国庫補助金	45,909	△ 938	44,971			
				1. 社会福祉費補助金	△ 5,150	重層的支援体制整備事業交付金 <span style="float:right">△5,150</span>

				2. 児童福祉費補助金	4,212	特定防衛施設周辺整備調整交付金 子ども医療費助成事業 児童福祉費補助金	4,406  △194
目 3. 衛生費国庫補助金	6,901	△ 592	6,309				
				1. 保健衛生費補助金	△ 592	妊婦のための支援給付費補助金	△592
目 4. 土木費国庫補助金	194,617	△ 2,211	192,406				
				2. 住宅費補助金	△ 2,211	社会資本整備総合交付金 公営住宅解体事業	△2,211
目 5. 教育費国庫補助金	115,268	△ 11,035	104,233				
				1. 教育総務費補助金	△ 6,727	新しい地方経済・生活環境創生交付金 鹿追高等学校シェアハウス食堂棟改修事業外	△6,727
				2. 小学校費補助金	△ 4,250	防音事業関連維持費補助金 学校施設環境改善交付金 瓜幕小学校体育館特定天井改修事業 教育支援体制整備事業費補助金	△145 △2,886  △1,219
				3. 中学校費補助金	△ 58	防音事業関連維持費補助金	△58
目 6. 農林費国庫補助金	10,000	△ 1,420	8,580				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				1. 農業費補助金	△ 1,420	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金 鹿追町農林漁業循環経済先導計画策定調査業務委託事業 △1,420
款16. 道支出金	330,739	34,219	364,958			
項 1. 道負担金	102,678	△ 4,590	98,088			
目 1. 民生費道負担金	102,650	△ 4,590	98,060			
				1. 社会福祉費負担金	△ 4,283	国民健康保険保険基盤安定負担金 障害者医療費負担金 障害者自立支援給付費等負担金 重層的支援体制整備事業交付金 △1,574 △1,357 △1,354 2
				2. 児童福祉費負担金	△ 307	児童手当負担金 △307
項 2. 道補助金	201,193	38,178	239,371			
目 2. 民生費道補助金	30,783	△ 2,425	28,358			
				1. 社会福祉費補助金	△ 2,425	地域づくり総合交付金 福祉灯油事業 重層的支援体制整備事業交付金 権利擁護人材育成事業費補助金 250 △2,575 △100

目 3. 衛生費道補助金	2,439	△ 296	2,143				
				1. 保健衛生費補助金	△ 296	妊婦のための支援給付費補助金	△296
目 4. 農林費道補助金	148,657	37,149	185,806	1. 農業費補助金	39,889	農業委員会活動促進事業補助金	1,507
						環境保全型農業直接支援対策交付金	△1,531
						農業経営高度化支援事業補助金	4,702
						多面的機能支払交付金	△35
						次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金	1,910
						畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金	△844
						農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金	250
						電源立地地域対策交付金	△569
						町営牧場用ロータリーテッダー整備事業	
				農業費補助金	34,499		
				2. 林業費補助金	△ 2,740	造林事業補助金	△1,468
						豊かな森づくり推進事業補助金	△1,272
目 6. 教育費道補助金	8,388	3,750	12,138				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				1. 小学校費補助金	△ 24	特別支援教育就学奨励費補助金 △24
				2. 中学校費補助金	△ 26	特別支援教育就学奨励費補助金 △26
				3. 社会教育費補助金	3,800	地域づくり総合交付金 中鹿追分館増築事業 3,800
項 3. 委託金	26,868	631	27,499			
目 1. 総務費委託金	25,893	230	26,123			
				1. 総務管理費委託金	230	道権限移譲事務委託金 230
目 2. 農林費委託金	750	401	1,151			
				1. 農業費委託金	401	道営農業農村整備事業監督等補助業務委託金 401
款17. 財産収入	68,998	2,628	71,626			
項 1. 財産運用収入	49,415	3,771	53,186			
目 2. 利子及び配当金	4,174	3,771	7,945			
				1. 利子及び配当金	3,771	財政調整基金利子 438 減債基金利子 923 町づくり基金利子 159 土地開発基金利子 1

					交通安全推進基金利子	15
					地域福祉基金利子	44
					農業振興基金利子	79
					酪農振興基金利子	49
					商工業振興基金利子	50
					修学基金利子	156
					文化振興基金利子	16
					神田日勝記念美術館事業基金利子	31
					青少年人材育成事業基金利子	54
					福原治平青少年育成事業基金利子	95
					図書館図書整備基金利子	7
					スポーツ振興基金利子	25
					環境保全センター基金利子	584
					武藤孔二記念奨学基金利子	15
					鹿追町ふるさと寄附金基金利子	169
					林業振興基金利子	15
					鹿追高等学校支援基金利子	162

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
						鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金利子 3
						鹿追町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金利子 24
						利子及び配当金 657
						西十勝森林組合出資配当金
項 2. 財産売払収入	19,583	△ 1,143	18,440			
目 1. 不動産売払収入	9,419	△ 1,983	7,436			
				1. 立木売払収入	△ 1,983	素材売払収入 △1,983
目 2. 物品売払収入	10,164	840	11,004			
				4. 水産物売払収入	840	水産物売払収入 840
款18. 寄附金	150,700	1,638	152,338			
項 1. 寄附金	150,700	1,638	152,338			
目 1. 一般寄附金	150,300	1,638	151,938			
				1. 一般寄附金	1,638	企業版ふるさと納税寄附金 1,638
款19. 繰入金	945,351	△ 311,217	634,134			
項 1. 基金繰入金	941,314	△ 311,223	630,091			
目 1. 財政調整基金繰入金	80,000	△ 80,000	0			

				1. 財政調整基金繰入金	△ 80,000	財政調整基金繰入金	△80,000
目 2. 減債基金繰入金	500,000	△ 200,000	300,000				
				1. 減債基金繰入金	△ 200,000	減債基金繰入金	△200,000
目 3. 町づくり基金繰入金	19,650	△ 5,100	14,550				
				1. 町づくり基金繰入金	△ 5,100	町づくり基金繰入金	△5,100
目 4. 交通安全推進基金繰入金	18	15	33				
				1. 交通安全推進基金繰入金	15	交通安全推進基金繰入金	15
目 6. 環境保全センター基金繰入金	74,989	△ 1,100	73,889				
				1. 環境保全センター基金繰入金	△ 1,100	環境保全センター基金繰入金	△1,100
目 7. 林業振興基金繰入金	6,193	△ 207	5,986				
				1. 林業振興基金繰入金	△ 207	林業振興基金繰入金	△207
目 9. 鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金繰入金	1,837	639	2,476				
				1. 鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金繰入金	639	鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金繰入金	639
目10. 鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金	124,398	△ 14,400	109,998				
				1. 鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金	△ 14,400	鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金	△14,400
目11. 修学基金繰入金	34,581	△ 9,070	25,511				
				1. 修学基金繰入金	△ 9,070	修学基金繰入金	△9,070

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
目15. 鹿追町特定防衛施設 周辺整備調整交付金 事業基金繰入金	12,000	△ 2,000	10,000			
				1. 鹿追町特定防衛施設 周辺整備調整交付金 事業基金繰入金	△ 2,000	鹿追町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金 △2,000
項 2. 特別会計繰入金	4,037	6	4,043			
目 1. 介護保険特別会 計繰入金	4,037	6	4,043			
				1. 介護保険特別会 計繰入金	6	介護保険特別会計繰入金 6
款20. 繰越金	280,000	149,774	429,774			
項 1. 繰越金	280,000	149,774	429,774			
目 1. 繰越金	280,000	149,774	429,774			
				1. 前年度繰越金	149,774	前年度繰越金 149,774
款21. 諸収入	404,156	15,287	419,443			
項 3. 貸付金元利収入	72,980	5,643	78,623			
目 1. 貸付金元利収入	72,980	5,643	78,623			
				1. 貸付金元利収入	5,643	修学資金貸付金償還金 5,643
項 4. 受託事業収入	14,694	1,084	15,778			
目 1. 衛生費受託事業 収入	9,850	855	10,705			
				1. 保健衛生費受託 事業収入	855	後期高齢者保健・介護一体の実施受託事業収入 855

目 2. 農林費受託事業 収入	4,271	229	4,500				
				1. 農業費受託事業 収入	229	汚泥処理事業受託収入	229
項 5. 雑入	316,432	8,560	324,992				
目 1. 雑入	316,432	8,560	324,992				
				1. 雑入	8,560	中鹿追バイオガスプラント売電収入	13,928
						瓜幕バイオガスプラント売電収入	△5,548
						鹿追高校カナダ短期留学事業負担金	△80
						立木伐採補償費	260
款22. 町債	456,800	△ 18,000	438,800				
項 1. 町債	456,800	△ 18,000	438,800				
目 1. 総務債	153,800	△ 4,900	148,900				
				1. 総務管理債	△ 4,900	廃屋解体撤去補助事業	△2,500
						総務管理債	△2,400
						行政システム導入事業(15,500) 公民館外冷房設備整備事業(△100)	
						役場周辺エリアZEC化改修等実施設計業務委託事業 (△6,500)	
						瓜幕エリア自然体験留学センター新設等実施設計業務委 託事業(△8,100)	
						防災行政無線放送施設整備事業(△3,200)	

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
目 2. 衛生債	21,600	1,300	22,900				
				1. 保健衛生債	1,000	健康診断による予防事業	1,000
				2. 清掃債	300	新中間処理施設整備事業	300
目 3. 農林債	19,300	△ 7,700	11,600				
				1. 農業債	△ 7,700	農業債（道営） 美蔓高台地区担い手畑総事業 瓜幕地区農村整備事業	△7,700
目 5. 土木債	87,300	△ 500	86,800				
				2. 河川債	△ 500	河川債 鹿追町緊急浚渫推進事業	△500
目 7. 教育債	148,200	△ 6,200	142,000				
				1. 教育総務債	△ 5,100	鹿追高等学校通学支援事業	1,300
						鹿追高等学校女子寮管理事業	1,500
						教育総務債	△7,900
2. 小学校債	△ 700	小学校債 瓜幕小学校体育館特定天井改修事業	△700				

				3. 中学校債	△ 400	中学校債 鹿追中学校バリアフリー化実施設計業務委託事業	△400
--	--	--	--	---------	----------	--------------------------------	------

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国道支出金	地方債	その他					
款 1. 議会費	50,219	△ 589	49,630				△ 589				
項 1. 議会費	50,219	△ 589	49,630				△ 589				
目 1. 議会費	50,219	△ 589	49,630				△ 589				
								1. 報酬	△ 37	第三者審議会委員報酬	△37
								8. 旅費	△ 196	費用弁償	△196
								9. 交際費	△ 88	交際費	△88
								11. 役務費	△ 11	広告料	△11
								17. 備品購入費	△ 22	事務用機器購入費	△22
								18. 負担金補助及び交付金	△ 235	政務活動費	△235
款 2. 総務費	2,672,610	△ 48,911	2,623,699	△ 11,743	△ 6,800	△ 8,030	△ 22,338				
項 1. 総務管理費	2,628,631	△ 48,764	2,579,867	△ 11,774	△ 9,400	△ 8,030	△ 19,560				
目 1. 一般管理費	1,849,745	△ 20,300	1,829,445	△ 7,716	11,000	855	△ 24,439				
								1. 報酬	△ 1,500	会計年度任用職員報酬	△1,500
								2. 給料	△ 8,000	一般職給	△1,000
										会計年度任用職員給	△7,000
3. 職員手当等	△ 7,000	職員諸手当	△1,000								

										会計年度任用職員諸手当	△6,000	
									4. 共済費	△ 4,000	共済組合負担金（市町村職員共済） 追加費用負担金（市町村職員共済） 退職手当組合負担金	△2,000 △1,000 △1,000
									11. 役務費	200	インターネット・専用回線料	200
目 3. 財産管理費	11,487	△ 121	11,366		△ 100	△ 100	79					
									14. 工事請負費	△ 121	単独事業  公共施設駐車場区画線補修工事 鹿追市街地区消火栓新設工事	△121
目 4. 支所費	28,588	△ 3,641	24,947				△ 3,641					
									1. 報酬	△ 3,150	会計年度任用職員報酬	△3,150
									3. 職員手当等	△ 1,600	会計年度任用職員諸手当	△1,600
									10. 需用費	212	修繕料	212
									14. 工事請負費	897	単独事業  ウリマックホールロールカーテン設置工事	897
目 6. 企画振興費	87,630	0	87,630	9		△ 7,500	7,491				財源内訳補正	
目 7. 交通安全推進費	1,598	0	1,598			15	△ 15				財源内訳補正	
目10. 公害防災費	207,274	△ 11,891	195,383	△ 8,793	△ 5,700		2,602					

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国道支出金	地方債	その他					
								14. 工事請負費	△ 11,891	補助事業 防災行政無線放送設備整備 工事	△11,891
目13. ライディング パーク費	14,472	△ 643	13,829				△ 643				
								3. 職員手当等	△ 83	会計年度任用職員諸手当	△83
								11. 役務費	△ 250	その他手数料	△250
								18. 負担金補助及 び交付金	△ 310	エンデュランス馬術大会補助 金 全国乗馬倶楽部振興協会年会 費外	△300 △10
目15. ゼロカーボン推進 費・脱炭素先行地 域	178,798	△ 2,270	176,528	14,913	△ 14,600		△ 2,583				
								12. 委託料	△ 2,270	調査・設計・監理委託料  役場周辺エリアZEC化改修 等実施設計業務委託料  瓜幕エリア自然体験留学センタ ー新設等実施設計業務委託料	△2,270
目16. ゼロカーボン 推進費	67,885	335	68,220				△ 1,300	1,635			
								18. 負担金補助及 び交付金	335	鹿追町脱炭素補助金利子・保 証料補給金	335
目18. 物価高騰対策 事業費	115,287	△ 10,233	105,054	△ 10,187			△ 46				
								1. 報酬	△ 112	会計年度任用職員報酬	△112
								3. 職員手当等	△ 531	会計年度任用職員諸手当	△531

								10. 需用費	△ 36	消耗品費	△36
								11. 役務費	△ 581	郵便料・運送料	△266
										チラシ折込料	△6
										口座振替手数料	△309
								17. 備品購入費	△ 13	事務用機器購入費	△13
								18. 負担金補助及び交付金	△ 8,960	その他負担金補助及び交付金	△8,960
項 2. 徴税費	12,629	0	12,629		2,600		△ 2,600				
目 1. 賦課徴収費	12,629	0	12,629		2,600		△ 2,600			財源内訳補正	
項 3. 戸籍住民登録費	4,846	0	4,846	31			△ 31				
目 1. 戸籍住民登録費	4,846	0	4,846	31			△ 31			財源内訳補正	
項 6. 監査委員費	3,114	△ 147	2,967				△ 147				
目 1. 監査委員費	3,114	△ 147	2,967				△ 147				
								8. 旅費	△ 147	費用弁償	△142
										普通旅費	△5
款 3. 民生費	800,258	△ 15,932	784,326	△ 35,999	1,900	△ 4,021	22,188				
項 1. 社会福祉費	605,638	△ 4,547	601,091	△ 29,727	1,900	△ 3,950	27,230				
目 1. 社会福祉総務費	100,894	7,205	108,099	△ 1,317			8,522				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国道支出金	地方債	その他				
								27. 繰出金	7,205	国民健康保険特別会計繰出金 7,205
目 2. 心身障がい者 特別対策費	233,214	△ 9,966	223,248	△ 28,315			18,349			
								18. 負担金補助及び交付金	△ 708	障がい者（児）交通費補助金 △492 障がい児通所支援補助金 △216
								19. 扶助費	△ 9,261	地域生活支援事業給付費 △501 障がい者自立支援介護給付費 △4,109 自立支援医療給付費 △4,651
								22. 償還金利子及び割引料	3	返還金 3
目 3. 北海道医療給 付事業費	43,155	0	43,155			△ 2,000	2,000			財源内訳補正
目 4. 老人福祉費	19,903	△ 921	18,982	△ 100		△ 2,000	1,179			
								12. 委託料	△ 921	寿勤労会委託料 △921
目 6. 在宅福祉費	122,270	△ 865	121,405	5	1,900	50	△ 2,820			
								7. 報償費	13	その他報償費 13
								18. 負担金補助及び交付金	360	介護保険利用者負担単独軽減助成金 360
								27. 繰出金	△ 1,238	介護保険特別会計繰出金 △1,238
項 2. 児童福祉費	194,420	△ 11,385	183,035	△ 6,272		△ 71	△ 5,042			

目 1. 児童福祉施設費	12,549	△ 1,000	11,549			△ 71	△ 929				
								1. 報酬	△ 1,000	会計年度任用職員報酬	△1,000
目 2. 児童措置費	111,116	△ 6,385	104,731	△ 6,272			△ 113				
								19. 扶助費	△ 6,385	児童手当	△6,385
目 3. こども園費	70,755	△ 4,000	66,755				△ 4,000				
								1. 報酬	△ 2,000	会計年度任用職員報酬	△2,000
								3. 職員手当等	△ 2,000	会計年度任用職員諸手当	△2,000
款 4. 衛生費	490,515	61,730	552,245	△ 880	1,300	△ 1,000	62,310				
項 1. 保健衛生費	386,262	63,250	449,512	△ 888	1,000	△ 1,000	64,138				
目 1. 保健衛生総務費	309,875	69,849	379,724				69,849				
								18. 負担金補助及び交付金	69,849	町立病院運営費補助金	70,000
										十勝圏複合事務組合高等看護学院負担金	△151
目 2. 予防費	27,363	△ 4,000	23,363		1,000		△ 5,000				
								12. 委託料	△ 4,000	健診（検診）委託料	△4,000
目 3. 保健指導費	21,854	△ 2,599	19,255	△ 888		△ 1,000	△ 711				
								7. 報償費	△ 940	記念品費	△940
								12. 委託料	△ 990	妊婦一般健康診査委託料	△990

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国道支出金	地方債	その他					
								19. 扶助費	△ 730	妊婦一般健康診査等受診費	△730
								22. 償還金利子及び割引料	61	返還金	61
項 2. 清掃費	104,253	△ 1,520	102,733	8	300		△ 1,828				
目 1. 清掃総務費	104,253	△ 1,520	102,733	8	300		△ 1,828				
								1. 報酬	△ 720	会計年度任用職員報酬	△720
								12. 委託料	△ 800	ひまわりセンター管理業務委託料	△800
款 5. 農林費	1,342,102	60,450	1,402,552	35,996	△ 7,700	18,869	13,285				
項 1. 農業費	1,304,623	59,999	1,364,622	38,738	△ 7,700	18,754	10,207				
目 1. 農業委員会費	10,005	△ 83	9,922	689			△ 772				
								8. 旅費	△ 83	費用弁償	△83
目 2. 農業振興費	34,483	31,583	66,066	32,173			△ 590				
								7. 報償費	△ 32	その他報償費	△32
								18. 負担金補助及び交付金	31,615	環境保全型農業直接支援対策事業補助金	△2,041
										負担金補助及び交付金	34,499
										地域農業構造転換支援事業補助金	
										畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金	△843



(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国道支出金	地方債	その他					
								10. 需用費	△ 462	修繕料	△462
								12. 委託料	△ 220	公共施設管理委託料	△220
								17. 備品購入費	617	農林水産機器購入費	940
										水道災害用ポンプ・タンク一式購入費	
										計測機器購入費	△323
										水道メーター購入費	
								18. 負担金補助及び交付金	10,000	下水道事業会計補助金	10,000
目 8. 土地改良事業費	172,076	7,872	179,948	6,974	△ 7,700	4,736	3,862				
								13. 使用料及び賃借料	△ 22	土地借上料	△22
								18. 負担金補助及び交付金	7,894	道営土地改良事業負担金	7,894
目 9. 産業後継者対策費	3,874	△ 304	3,570				△ 304				
								1. 報酬	△ 70	会計年度任用職員報酬	△70
								3. 職員手当等	△ 142	会計年度任用職員諸手当	△142
								8. 旅費	△ 92	普通旅費	△92
項 2. 林業費	37,479	451	37,930	△ 2,742		115	3,078				
目 1. 林業振興費	37,479	451	37,930	△ 2,742		115	3,078				

								7. 報償費	560	有害鳥獣駆除報償費	560
								8. 旅費	△ 34	普通旅費	△34
								11. 役務費	822	その他役務費	822
								12. 委託料	1,198	有害鳥獣捕獲委託料	1,198
								18. 負担金補助及び交付金	△ 2,095	民有林振興事業補助金	△33
										豊かな森づくり推進事業補助金	△2,062
款 6. 商工費	245,816	△ 2,370	243,446	16		1,532	△ 3,918				
項 1. 商工費	245,816	△ 2,370	243,446	16		1,532	△ 3,918				
目 1. 商工業振興費	117,121	△ 2,195	114,926	16		692	△ 2,903				
								8. 旅費	△ 231	普通旅費	△231
								18. 負担金補助及び交付金	△ 1,964	鹿追町店舗等修繕補助金	△865
										鹿追町中小企業事業資金特別利子等補給金	△1,099
目 2. 観光費	104,486	△ 100	104,386				△ 100				
								18. 負担金補助及び交付金	△ 100	その他負担金補助及び交付金	△100
目 4. 魚族資源保護対策費	18,232	△ 75	18,157			840	△ 915				
								3. 職員手当等	△ 75	会計年度任用職員諸手当	△75
款 7. 土木費	580,136	△ 5,819	574,317	△ 2,211	△ 500		△ 3,108				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	地方債					その他
項 2. 河川費	19,904	0	19,904		△ 500		500			
目 1. 河川費	19,904	0	19,904		△ 500		500		財源内訳補正	
項 3. 都市計画費	47,156	△ 1,762	45,394				△ 1,762			
目 1. 公園緑地費	36,828	△ 1,762	35,066				△ 1,762			
								7. 報償費	△ 178	その他報償費 △178
								12. 委託料	△ 1,173	その他委託料 △1,173 公園芝生管理業務委託料
								17. 備品購入費	△ 411	車両購入費 △411 スポーツトラック芝刈機購入費
項 4. 住宅費	48,038	△ 4,057	43,981	△ 2,211			△ 1,846			
目 1. 住宅管理費	23,143	△ 1,101	22,042	△ 1,051			△ 50			
								10. 需用費	△ 1,101	修繕料 △1,101
目 2. 住宅建設費	24,895	△ 2,956	21,939	△ 1,160			△ 1,796			
								12. 委託料	△ 1,361	調査・設計・監理委託料 △1,361 鹿追町住生活基本計画外策 定業務委託料
								14. 工事請負費	△ 1,595	補助事業 △1,595

										白樺団地 6 号棟解体工事
款 8. 消防費	234,100	1,952	236,052				1,952			
項 1. 消防費	234,100	1,952	236,052				1,952			
目 1. 常備消防費	205,070	2,200	207,270				2,200			
								18. 負担金補助及び交付金	2,200	とちがひ広域消防事務組合負担金 2,200
目 2. 非常備消防費	29,030	△ 248	28,782				△ 248			
								8. 旅費	△ 69	費用弁償 △69
								11. 役務費	△ 35	電話料（固定電話） △6 車検代行等手数料 △13 収入印紙代金 △2 自賠責保険料 △7 タイヤ組替・脱着料 △7
								18. 負担金補助及び交付金	△ 106	北海道消防大会参加費負担金 △6 消防理事会負担金 △3 消防互助会助成金 △89 北ブロック団長署長会議負担金 △5 負担金補助及び交付金 △3

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国道支出金	地方債	その他					
								26. 公課費	△ 38	自動車重量税	△38
款 9. 教育費	871,903	△ 40,232	831,671	△ 7,285	△ 6,200	△ 25,561	△ 1,186				
項 1. 教育総務費	516,933	△ 32,991	483,942	△ 6,727	△ 5,100	△ 20,588	△ 576				
目 3. 教育振興費	448,388	△ 37,051	411,337	△ 6,727	△ 5,100	△ 20,588	△ 4,636				
								2. 給料	△ 5,898	会計年度任用職員給	△5,898
								3. 職員手当等	△ 2,427	会計年度任用職員諸手当	△2,427
								8. 旅費	△ 258	普通旅費	△258
								10. 需用費	△ 3,252	消耗品費	△245
										修繕料	△2,525
										賄材料費	△482
								12. 委託料	△ 3,848	調査・設計・監理委託料	△770
										シェアハウス食堂棟改修実 施設計業務委託料外	
										その他委託料	△2,580
										地域おこし協力隊委託料	
										教職員健康診断委託料	△498
								13. 使用料及び賃 借料	△ 1,800	システム使用料	△1,800

								18. 負担金補助及び交付金	△ 10,998	鹿追高等学校協力会補助金	△300
										鹿追高等学校通学費外助成金	△2,078
										鹿追高校生海外派遣事業助成金	△5,500
										小中高一貫教育事業補助金	△500
										国際バカロレア事業補助金	△1,000
										会議・研修会参加負担金	△300
										負担金補助及び交付金	△1,320
								20. 貸付金	△ 8,570	修学資金貸付金	△8,570
目 4. 財産管理費	2,430	121	2,551				121				
								10. 需用費	121	修繕料	121
目 5. 共同調理場費	59,738	3,939	63,677				3,939				
								10. 需用費	2,460	修繕料	2,460
								17. 備品購入費	1,479	電気機器購入費	1,479
										農業振興センター用食器洗浄機エアコンプレッサー購入費	
項 2. 小学校費	133,176	△ 7,618	125,558	△ 4,274	△ 700	△ 500	△ 2,144				
目 1. 学校管理費	133,176	△ 7,618	125,558	△ 4,274	△ 700	△ 500	△ 2,144				
								3. 職員手当等	△ 500	会計年度任用職員諸手当	△500

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国道支出金	地方債	その他					
								10. 需用費	1,272	燃料費	1,272
								12. 委託料	△ 3,600	小学校医療的ケア児支援業務委託料	△3,600
								14. 工事請負費	△ 4,004	補助事業 瓜幕小学校体育館特定天井改修工事	△4,004
								19. 扶助費	△ 786	就学援助費	△786
項 3. 中学校費	43,334	392	43,726	△ 84	△ 400		876				
目 1. 学校管理費	43,334	392	43,726	△ 84	△ 400		876				
								10. 需用費	1,921	燃料費 修繕料	1,371 550
								12. 委託料	△ 280	調査・設計・監理委託料 鹿追中学校バリアフリー化 実施設計業務委託料	△280
								19. 扶助費	△ 1,249	就学援助費	△1,249
項 4. 社会教育費	120,417	3	120,420	3,800		△ 4,498	701				
目 1. 社会教育総務費	7,728	△ 222	7,506			16	△ 238				
								1. 報酬	△ 73	社会教育委員報酬	△73
								7. 報償費	△ 45	記念品費	△45

								8. 旅費	△ 104	費用弁償	△87
										普通旅費	△17
目 2. 社会教育施設費	69,525	95	69,620	3,800		△ 4,701	996				
								10. 需用費	179	修繕料	179
								14. 工事請負費	△ 84	補助事業 中鹿追分館増築工事	△84
目 3. 図書館費	18,864	130	18,994			7	123				
								10. 需用費	116	消耗品費	116
								11. 役務費	14	その他役務費	14
目 4. 神田日勝記念美術館費	20,787	0	20,787			31	△ 31			財源内訳補正	
目 5. 青少年活動推進費	3,513	0	3,513			149	△ 149			財源内訳補正	
項 5. 保健体育費	58,043	△ 18	58,025			25	△ 43				
目 1. 体育振興費	58,043	△ 18	58,025			25	△ 43				
								17. 備品購入費	△ 18	その他備品購入費 総合スポーツセンター用ランニングマシン購入費	△18
款10. 公債費	965,204	0	965,204			△201,388	201,388				
項 1. 公債費	965,204	0	965,204			△201,388	201,388				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国道支出金	地方債	その他				
目 1. 元金	947,546	0	947,546			△197,796	197,796		財源内訳補正	
目 2. 利子	17,658	0	17,658			△ 3,592	3,592		財源内訳補正	
款11. 諸支出金	548,814	11,278	560,092	4,406		2,197	4,675			
項 1. 基金費	548,814	11,278	560,092	4,406		2,197	4,675			
目 1. 基金費	548,814	11,278	560,092	4,406		2,197	4,675			
								24. 積立金	11,278	財政調整基金利子等積立金 500
										減債基金利子等積立金 11,200
										町づくり基金利子等積立金 150
										交通安全推進基金利子等積立金 15
										土地開発基金利子等積立金 1
										修学基金利子等積立金 9,098
										農業振興基金利子等積立金 89
										酪農振興基金利子等積立金 49
										武藤孔二記念奨学基金利子等積立金 15
										環境保全センター基金利子等積立金 △6,322
										鹿追高等学校支援基金利子等積立金 162

										鹿追町ふるさと寄附金基金利 子等積立金	1,807
										鹿追町特定防衛施設周辺整備 調整交付金事業基金積立金	△5,570
										林業振興基金利子等積立金	84

## 令和 7 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度鹿追町の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,640 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 732,250 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 10 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入)

## 第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		209,642	58	209,700
	1. 国民健康保険税	209,642	58	209,700
3. 道支出金		425,642	8,376	434,018
	1. 道補助金	425,641	8,376	434,017
4. 財産収入		1	1	2
	1. 財産運用収入	1	1	2
5. 繰入金		73,849	7,205	81,054
	1. 他会計繰入金	73,848	7,205	81,053
歳入合計		716,610	15,640	732,250

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		17,355	△26	17,329
	1. 総務管理費	17,039	△23	17,016
	2. 徴収費	146	△3	143
2. 保険給付費		397,932	12,418	410,350
	1. 療養諸費	352,943	5,199	358,142
	2. 高額療養費	40,714	7,220	47,934
	6. 傷病手当金	1	△1	0
6. 保健事業費		10,089	1,499	11,588
	1. 特定健康診査等事業費	9,756	668	10,424
	2. 保健事業費	333	831	1,164
7. 基金積立金		6,135	2	6,137
	1. 基金積立金	6,135	2	6,137
9. 諸支出金		7,752	1,747	9,499
	2. 繰出金	6,250	1,747	7,997
歳出合計		716,610	15,640	732,250

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	209,642	58	209,700
3. 道支出金	425,642	8,376	434,018
4. 財産収入	1	1	2
5. 繰入金	73,849	7,205	81,054
歳入合計	716,610	15,640	732,250

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	17,355	△26	17,329	△31		5	
2. 保険給付費	397,932	12,418	410,350	12,418			
3. 国民健康保険事業費納付金	275,724	0	275,724	△6,835		6,778	57
6. 保健事業費	10,089	1,499	11,588	1,077		422	
7. 基金積立金	6,135	2	6,137			1	1
9. 諸支出金	7,752	1,747	9,499	1,747			
歳 出 合 計	716,610	15,640	732,250	8,376		7,206	58

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
款 1. 国民健康保険税	209,642	58	209,700				
項 1. 国民健康保険税	209,642	58	209,700				
目 1. 一般被保険者国民健康保険税	209,642	58	209,700				
				1. 医療給付費分現年課税分	△ 516	医療給付費分現年課税分	△516
				2. 後期高齢者支援金分現年課税分	△ 162	後期高齢者支援金分現年課税分	△162
				3. 介護納付金分現年課税分	△ 70	介護納付金分現年課税分	△70
				4. 医療給付費分滞納繰越分	457	医療給付費分滞納繰越分	457
				5. 後期高齢者支援金分滞納繰越分	193	後期高齢者支援金分滞納繰越分	193
				6. 介護納付金分滞納繰越分	156	介護納付金分滞納繰越分	156
款 3. 道支出金	425,642	8,376	434,018				
項 1. 道補助金	425,641	8,376	434,017				
目 1. 保険給付費等交付金	425,641	8,376	434,017				
				1. 普通交付金	12,419	普通交付金	12,419
				2. 特別交付金	△ 4,043	保険者努力支援分 特別調整交付金分（市町村分） 道繰入金（2号分）	△1,348 338 △3,033

款 4. 財産収入	1	1	2			
項 1. 財産運用収入	1	1	2			
目 1. 利子及び配当金	1	1	2			
			1. 利子及び配当金	1	国保基金積立金利子	1
款 5. 繰入金	73,849	7,205	81,054			
項 1. 他会計繰入金	73,848	7,205	81,053			
目 1. 一般会計繰入金	73,848	7,205	81,053			
			1. 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	△ 2,620	国民健康保険保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	△2,620
			2. 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	542	国民健康保険保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	542
			4. 出産育児一時金 等繰入金	△ 333	出産育児一時金等繰入金	△333
			5. 財政安定化支援 事業繰入金	634	財政安定化支援事業繰入金	634
			6. その他一般会計 繰入金	8,982	その他一般会計繰入金	8,982

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国道支出金	地方債	その他				
款 1. 総務費	17,355	△ 26	17,329	△ 31		5				
項 1. 総務管理費	17,039	△ 23	17,016	△ 27		4				
目 1. 一般管理費	10,780	△ 27	10,753	△ 31		4				
							8. 旅費	△ 27	普通旅費 △27	
目 2. 連合会負担金	6,259	4	6,263	4						
							18. 負担金補助及び交付金	4	北海道国民健康保険団体連合会負担金 4	
項 2. 徴収費	146	△ 3	143	△ 4		1				
目 1. 賦課徴収費	146	△ 3	143	△ 4		1				
							8. 旅費	△ 3	普通旅費 △3	
款 2. 保険給付費	397,932	12,418	410,350	12,418						
項 1. 療養諸費	352,943	5,199	358,142	5,199						
目 1. 一般被保険者療養給付費	351,000	5,000	356,000	5,000						
							18. 負担金補助及び交付金	5,000	一般被保険者療養給付費 5,000	
目 3. 一般被保険者療養費	841	199	1,040	199						
							18. 負担金補助及び交付金	199	一般被保険者療養費 199	
項 2. 高額療養費	40,714	7,220	47,934	7,220						



(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国道支出金	地方債	その他				
項 2. 保健事業費	333	831	1,164	410		421				
目 1. 保健事業費	333	831	1,164	410		421				
							11. 役務費	48	郵便料・運送料 48	
							12. 委託料	783	健診（検診）委託料 771 共同電算処理委託料 12	
款 7. 基金積立金	6,135	2	6,137			1	1			
項 1. 基金積立金	6,135	2	6,137			1	1			
目 1. 国民健康保険事業基金積立金	6,135	2	6,137			1	1			
							24. 積立金	2	国保事業基金利子等積立金 2	
款 9. 諸支出金	7,752	1,747	9,499	1,747						
項 2. 繰出金	6,250	1,747	7,997	1,747						
目 1. 直営診療施設勘定繰出金	6,250	1,747	7,997	1,747						
							27. 繰出金	1,747	直営診療施設勘定繰出金 1,747	

## 令和7年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度鹿追町の国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条中（3）年間患者数 1入院「11,680人」を「6,716人」に、2外来「18,634人」を「17,787人」に、（4）一日平均患者数1入院「32人」を「18人」に、2外来「77人」を「74人」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収		入		
第1款 病院事業収益	664,756千円		△2,834千円		661,922千円
第1項 医業収益	342,432千円		△83,056千円		259,376千円
第2項 医業外収益	322,323千円		80,222千円		402,545千円
			支 出		
第1款 病院事業費用	664,756千円		10,604千円		675,360千円
第1項 医業費用	662,083千円		10,633千円		672,716千円
第3項 特別損失	30千円		△29千円		1千円

第4条 予算第4条中本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「26,395千円」を「25,020千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額 ) 収	(補 正 予 定 額 ) 入	( 計 )
第1款 資本的収入	29,921千円	1,375千円	31,296千円
第1項 他会計補助金	2,800千円	1,375千円	4,175千円

第5条 予算第6条中(1)職員給与費「438,867千円」を「441,099千円」に、  
(2)交際費「220千円」を「120千円」に改める。

第6条 予算第7条中他会計補助金「310,507千円」を「382,223千円」に改める。

第7条 予算第8条中たな卸資産の購入限度額「39,417千円」を「38,417千円」に改める。

令和8年3月10日提出

鹿追町長 喜井知己

## 令和7年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出  
収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	補 正 額	計	説 明	
1 病院事業収益			664,756	△ 2,834	661,922		
	1 医業収益		342,432	△ 83,056	259,376		
		1 入院収益	157,680	△ 64,820	92,860	入院収益 64,820 千円減額	
		2 外来収益	158,389	△ 16,355	142,034	外来収益 16,355 千円減額	
		3 その他医業収益	26,363	△ 1,881	24,482	公衆衛生活動収益 2,637 千円減額 医療相談収益 1,585 千円減額 その他医業収益 2,341 千円追加	
						計 1,881 千円減額	
		2 医業外収益		322,323	80,222	402,545	
			3 他会計補助金	307,707	70,341	378,048	病院運営費補助金 70,000 千円追加 国保直営診療施設特別調整 交付金 341 千円追加
			4 患者外給食収益	97	△ 97	0	患者外給食代 97 千円減額
			5 その他医業外収益	9,317	△ 1,317	8,000	その他医業外収益 1,317 千円減額
			6 補助金	0	11,295	11,295	医療機関等における物価上昇 支援金外 11,295 千円追加

## 支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	補 正 額	計	説 明		
1 病院事業費用			664,756	10,604	675,360			
	1 医業費用		662,083	10,633	672,716			
		1 給 与 費		438,867	2,232	441,099	給料	6,113 千円追加
			手当				2,500 千円減額	
			報酬				2,850 千円減額	
			法定福利費				1,483 千円追加	
			賞与引当金繰入額				305 千円減額	
法定福利費引当金繰入額	291 千円追加							
計	2,232 千円追加							
2 材 料 費		69,417	△ 3,500	65,917	薬品費	1,000 千円減額		
					診療材料費	2,500 千円減額		
	計				3,500 千円減額			
3 経 費		110,371	3,992	114,363	報償費	30 千円減額		
					旅費交通費	272 千円減額		
					職員被服費	70 千円追加		
					消耗品費	555 千円減額		
					光熱水費	30 千円減額		
					燃料費	1,000 千円減額		

				食糧費	21 千円減額
				印刷製本費	15 千円追加
				修繕費	5,250 千円追加
				保険料	11 千円追加
				賃借料	1,630 千円追加
				通信運搬費	898 千円減額
				委託料	394 千円減額
				諸会費	191 千円追加
				交際費	100 千円減額
				雑費	125 千円追加
				計	3,992 千円追加
4 減 価 償 却 費	42,663	6,398	49,061	建物減価償却費	7,397 千円追加
				器械備品減価償却費	999 千円減額
				計	6,398 千円追加
5 資 産 減 耗 費	2	1,755	1,757	たな卸資産減耗費	699 千円追加
				固定資産除却費	1,056 千円追加
				計	1,755 千円追加

		6 研究研修費	763	△ 244	519	図書費	33 千円追加
						旅費	277 千円減額
						計	244 千円減額
	3 特別損失		30	△ 29	1		
		1 特別損失	30	△ 29	1	その他特別損失	29 千円減額

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	補 正 額	計	説 明
1 資本的収入			29,921	1,375	31,296	
	1 他会計補助金		2,800	1,375	4,175	
		1 他会計補助金	2,800	1,375	4,175	国保直営診療施設特別調整交付金 1,375 千円追加

議案第 16 号

令和7年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算（第5号）

第1条 令和7年度鹿追町の簡易水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条中（4）主要な建設改良事業事業費「90,000千円」を「88,256千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)		(計)
		収	入	
第1款 簡易水道事業収益	253,627千円		△2,149千円	251,478千円
第1項 営業収益	68,079千円		△2,149千円	65,930千円

第4条 予算第4条中本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「98,500千円」を「94,937千円」に、消費税及び地方消費税資本的支出調整額「5,284千円」を「3,084千円」に、当年度未処分利益剰余金「88,442千円」を「87,079千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	153,100千円	971千円	154,071千円
第1項 企業債	98,800千円	1,600千円	100,400千円
第2項 補助金	54,300千円	△629千円	53,671千円
	支	出	
第1款 資本的支出	251,600千円	△2,592千円	249,008千円
第1項 建設改良費	158,750千円	△1,970千円	156,780千円
第2項 固定資産購入費	5,361千円	△622千円	4,739千円

第 5 条 予算第 5 条中企業債を次のとおりに改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業債	千円以内 48,000	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内（ただし金利見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機関資金及び金融機関等において利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	政府資金、地方公共団体金融機関資金及び金融機関等の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円以内 50,500	補正前に同じ	5.0%以内 (補正前に同じ)	補正前に同じ
過疎対策事業債	48,000				47,200			
公営企業会計適用事業	2,800				2,700			

令和 8 年 3 月 10 日 提出

鹿追町長 喜井知己

## 令和7年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	補 正 額	計	説 明
1 簡易水道事業 収 益			253,627	△ 2,149	251,478	
	1 営 業 収 益		68,079	△ 2,149	65,930	
		1 給 水 収 益	65,962	△ 2,149	63,813	簡易水道使用料 2,149 千円減額

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	補 正 額	計	説 明
1 資本的収入			153,100	971	154,071	
	1 企業債		98,800	1,600	100,400	
		1 建設改良企業債	96,000	1,700	97,700	市街地区簡易水道整備事業 1,900 千円追加 市街地区調査設計業務 200 千円減額 計 1,700 千円追加
		2 その他の企業債	2,800	△ 100	2,700	公営企業会計適用債 100 千円減額
	2 補助金		54,300	△ 629	53,671	
		1 国庫補助金	54,300	△ 629	53,671	市街地区調査設計業務 629 千円減額

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	補 正 額	計	説 明
1 資本的支出			251,600	△ 2,592	249,008	
	1 建設改良費		158,750	△ 1,970	156,780	
		1 建設改良費	158,750	△ 1,970	156,780	市街地区調査設計業務委託料 980 千円減額 簡易水道検満メーター 取替工事 143 千円減額 市街地区取水施設新設工事 1,744 千円減額

						市街地区配水管路新設工事	1,157 千円追加	
						市街地区配水管路新設工事 (道営住宅)	166 千円減額	
						工事使用地補償費	94 千円減額	
						計	1,970 千円減額	
	2 固定資産 購入費		5,361	△	622	4,739		
		1 有形固定資産 購入費	5,361	△	622	4,739	取水施設用地買収	136 千円減額
							水道用メーター購入費	486 千円減額
							計	622 千円減額

## 令和7年度鹿追町下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度鹿追町の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条中（4）主要な建設改良事業の事業費「130,790千円」を「130,498千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	( 計 )
	収	入	
第1款 下水道事業収益	306,833千円	10,217千円	317,050千円
第1項 営業収益	64,142千円	△1,433千円	62,709千円
第2項 営業外収益	242,691千円	11,650千円	254,341千円

第4条 予算第4条中本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「110,921千円」を「112,518千円」に、消費税及び地方消費税資本的収支調整額「7,888千円」を「9,538千円」に、当年度未処分利益剰余金「80,756千円」を「80,703千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	183,255千円	1,227千円	184,482千円
第1項 企業債	108,500千円	1,300千円	109,800千円
第3項 補助金	74,755千円	△73千円	74,682千円
	支	出	
第1款 資本的支出	294,176千円	2,824千円	297,000千円
第1項 建設改良費	194,038千円	2,824千円	196,862千円

第 5 条 予算第 6 条中企業債を次のとおりに改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業	千円以内 53,700	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内（ただし金利見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等において利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び金融機関等の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円以内 64,300	補正前 に同じ	5.0%以内 (補正前に同 じ)	補正前 に同じ
過疎対策事業債	52,000				42,800			
公営企業会計適用事業	2,800				2,700			

第 6 条 予算第 10 条中他会計補助金「152,453 千円」を「162,453 千円」に改める。

令和 8 年 3 月 10 日 提出

鹿 追 町 長 喜 井 知 己

## 令和7年度鹿追町下水道事業会計補正予算説明書

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	補 正 額	計	説 明
1 下水道事業 収 益			306,833	10,217	317,050	
	1 営業収益		64,142	△ 1,433	62,709	
		1 下水道使用料	64,100	△ 1,433	62,667	公共下水道使用料 734 千円減額 農業集落排水使用料 1,104 千円減額 個別排水処理施設使用料 405 千円追加
						計 1,433 千円減額
	2 営業外収益		242,691	11,650	254,341	
		1 他会計補助金	152,453	10,000	162,453	一般会計補助金 10,000 千円追加
		4 消費税及び地方消費税還付金	7,888	1,650	9,538	消費税及び地方消費税還付金 1,650 千円追加

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	補 正 額	計	説 明
1 資本的収入			183,255	1,227	184,482	
	1 企業債		108,500	1,300	109,800	
		1 企業債	105,700	1,400	107,100	農業集落排水施設整備事業 200 千円減額 鹿追地区公共樹外新設工事 200 千円追加 個別排水処理施設整備事業 1,400 千円追加 <hr/> 1,400 千円追加
		2 その他の企業債	2,800	△ 100	2,700	公営企業会計適用債 100 千円減額
	3 道支出金		74,755	△ 73	74,682	
		1 道支出金	74,755	△ 73	74,682	農業集落排水施設整備事業 73 千円減額

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	補 正 額	計	説 明
1 資本的支出			294,176	2,824	297,000	
	1 建設改良費		194,038	2,824	196,862	
		1 建設改良費	194,038	2,824	196,862	工事施工監理業務委託料 39 千円減額 工事数量算定資料作成業務委託料 841 千円減額 農業集落排水公共柵外新設工事 1,100 千円減額 鹿追地区公共柵外新設工事 116 千円追加 鹿追地区処理施設更新工事 292 千円減額 鹿追地区管路施設更新工事 305 千円追加 瓜幕地区管路施設更新工事 725 千円追加 個別排水処理施設設置工事 3,950 千円追加 <hr/> 計 2,824 千円追加

## 令和 7 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,415 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 606,460 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 10 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入)

## 第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料		130,282	△2,826	127,456
	1. 介護保険料	130,282	△2,826	127,456
2. 国庫支出金		128,742	△2,380	126,362
	1. 国庫負担金	96,430	△2,089	94,341
	2. 国庫補助金	32,312	△291	32,021
3. 道支出金		89,625	△1,945	87,680
	1. 道負担金	88,169	△1,997	86,172
	3. 道補助金	1,455	52	1,507
4. 支払基金交付金		154,750	△3,392	151,358
	1. 支払基金交付金	154,750	△3,392	151,358
5. 財産収入		1	63	64
	1. 財産運用収入	1	63	64
6. 繰入金		92,729	△1,238	91,491
	1. 一般会計繰入金	92,728	△1,238	91,490
7. 繰越金		4,355	15,999	20,354
	1. 繰越金	4,355	15,999	20,354
9. 諸収入		1,560	134	1,694
	2. 雑入	1,558	134	1,692
歳入合計		602,045	4,415	606,460

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		14,483	517	15,000
	1. 総務管理費	9,241	517	9,758
2. 保険給付費		564,009	△12,576	551,433
	1. 介護サービス等諸費	508,727	△14,306	494,421
	2. 高額介護サービス等費	13,916	1,183	15,099
	3. 特定入所者介護サービス等費	41,366	547	41,913
3. 地域支援事業費		14,089	406	14,495
	3. 包括的支援事業・任意事業費	2,425	406	2,831
4. 基金積立金		1	16,062	16,063
	1. 基金積立金	1	16,062	16,063
6. 諸支出金		8,443	6	8,449
	2. 繰出金	4,037	6	4,043
歳 出 合 計		602,045	4,415	606,460

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料	130,282	△2,826	127,456
2. 国庫支出金	128,742	△2,380	126,362
3. 道支出金	89,625	△1,945	87,680
4. 支払基金交付金	154,750	△3,392	151,358
5. 財産収入	1	63	64
6. 繰入金	92,729	△1,238	91,491
7. 繰越金	4,355	15,999	20,354
9. 諸収入	1,560	134	1,694
歳入合計	602,045	4,415	606,460

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	14,483	517	15,000	233		284	
2. 保険給付費	564,009	△12,576	551,433	△4,714		△4,969	△2,893
3. 地域支援事業費	14,089	406	14,495	156		52	198
4. 基金積立金	1	16,062	16,063				16,062
6. 諸支出金	8,443	6	8,449			3	3
歳 出 合 計	602,045	4,415	606,460	△4,325		△4,630	13,370

## 2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 1. 介護保険料	130,282	△ 2,826	127,456			
項 1. 介護保険料	130,282	△ 2,826	127,456			
目 1. 第1号被保険者 保険料	130,282	△ 2,826	127,456	1. 現年度分	△ 2,826	現年度分 △2,826
款 2. 国庫支出金	128,742	△ 2,380	126,362			
項 1. 国庫負担金	96,430	△ 2,089	94,341			
目 1. 介護給付費負担 金	96,430	△ 2,089	94,341	1. 現年度分	△ 2,089	法定負担金 △2,089
項 2. 国庫補助金	32,312	△ 291	32,021			
目 1. 調整交付金	26,910	△ 628	26,282	1. 現年度分調整交 付金	△ 628	財政調整交付金 △628
目 3. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常 生活支援以外)	715	104	819	1. 現年度分	104	法定負担金 104
目 6. 介護保険事業費 補助金	0	233	233			本目新設
				1. 介護保険事業費 補助金	233	介護保険事業費補助金 233
款 3. 道支出金	89,625	△ 1,945	87,680			

項 1. 道負担金	88,169	△	1,997	86,172			
目 1. 介護給付費負担金	88,169	△	1,997	86,172			
					1. 現年度分	△ 1,997	法定負担金 △1,997
項 3. 道補助金	1,455		52	1,507			
目 2. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援以外)	358		52	410			
					1. 現年度分	52	法定負担金 52
款 4. 支払基金交付金	154,750	△	3,392	151,358			
項 1. 支払基金交付金	154,750	△	3,392	151,358			
目 1. 介護給付費交付金	152,282	△	3,395	148,887			
					1. 現年度分	△ 3,395	法定負担金 △3,395
目 2. 地域支援事業交付金	2,468		3	2,471			
					1. 現年度分	3	法定負担金 3
款 5. 財産収入	1		63	64			
項 1. 財産運用収入	1		63	64			
目 1. 利子及び配当金	1		63	64			
					1. 利子及び配当金	63	介護給付費準備基金積立金利子 63
款 6. 繰入金	92,729	△	1,238	91,491			

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
項 1. 一般会計繰入金	92,728	△ 1,238	91,490			
目 1. 介護給付費繰入金	70,503	△ 1,574	68,929			
				1. 現年度分	△ 1,574	法定繰入金 △1,574
目 3. 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援以外)	358	52	410			
				1. 現年度分	52	法定繰入金 52
目 4. その他一般会計繰入金	15,503	284	15,787			
				1. 職員給与費等繰入金	49	一般会計繰入金 49
				2. 事務費繰入金	235	一般会計繰入金 235
款 7. 繰越金	4,355	15,999	20,354			
項 1. 繰越金	4,355	15,999	20,354			
目 1. 繰越金	4,355	15,999	20,354			
				1. 前年度繰越金	15,999	前年度繰越金 15,999
款 9. 諸収入	1,560	134	1,694			
項 2. 雑入	1,558	134	1,692			
目 3. 雑入	1,556	134	1,690			
				1. 雑入	134	地域支援事業使用料外 134

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区 分		金 額
				国道支出金	地方債	その他				
款 1. 総務費	14,483	517	15,000	233		284				
項 1. 総務管理費	9,241	517	9,758	233		284				
目 1. 一般管理費	9,241	517	9,758	233		284				
							3. 職員手当等	49	職員諸手当	49
							18. 負担金補助及び交付金	468	北海道町村会負担金（電算関係）	468
款 2. 保険給付費	564,009	△ 12,576	551,433	△ 4,714		△ 4,969	△ 2,893			
項 1. 介護サービス等諸費	508,727	△ 14,306	494,421	△ 5,364		△ 5,652	△ 3,290			
目 1. 居宅介護サービス給付費	87,093	△ 7,000	80,093	△ 2,625		△ 2,765	△ 1,610			
							18. 負担金補助及び交付金	△ 7,000	居宅介護サービス給付費	△7,000
目 2. 居宅介護サービス計画給付費	17,566	643	18,209	241		254	148			
							18. 負担金補助及び交付金	643	居宅介護サービス計画給付費	643
目 3. 施設介護サービス給付費	307,437	△ 8,000	299,437	△ 3,000		△ 3,160	△ 1,840			
							18. 負担金補助及び交付金	△ 8,000	施設介護サービス給付費	△8,000
目 6. 審査支払手数料	316	51	367	20		19	12			
							11. 役務費	51	審査支払手数料	51
項 2. 高額介護サービス等費	13,916	1,183	15,099	444		467	272			

目 1. 高額介護サービス等費	13,916	1,183	15,099	444		467	272			
								18. 負担金補助及び交付金	1,183	高額介護サービス費 1,183
項 3. 特定入所者介護サービス等費	41,366	547	41,913	206		216	125			
目 1. 特定入所者介護サービス等費	41,366	547	41,913	206		216	125			
								18. 負担金補助及び交付金	547	特定入所者介護サービス費 547
款 3. 地域支援事業費	14,089	406	14,495	156		52	198			
項 3. 包括的支援事業・任意事業費	2,425	406	2,831	156		52	198			
目 1. 任意事業費	1,759	406	2,165	156		52	198			
								12. 委託料	406	配食サービス委託料 406
款 4. 基金積立金	1	16,062	16,063				16,062			
項 1. 基金積立金	1	16,062	16,063				16,062			
目 1. 介護給付費準備基金積立金	1	16,062	16,063				16,062			
								24. 積立金	16,062	介護給付費準備基金利子等積立金 16,062
款 6. 諸支出金	8,443	6	8,449			3	3			
項 2. 繰出金	4,037	6	4,043			3	3			
目 1. 他会計繰出金	4,037	6	4,043			3	3			
								27. 繰出金	6	重層的支援体制整備事業繰出金 6

## 令和 7 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度鹿追町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,404 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 115,999 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 10 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		85,363	5,905	91,268
	1. 後期高齢者医療保険料	85,363	5,905	91,268
3. 繰越金		10	499	509
	1. 繰越金	10	499	509
歳入合計		109,595	6,404	115,999

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		108,138	6,404	114,542
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	108,138	6,404	114,542
歳出合計		109,595	6,404	115,999

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	85,363	5,905	91,268
3. 繰越金	10	499	509
歳入合計	109,595	6,404	115,999

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	108,138	6,404	114,542				6,404
歳出合計	109,595	6,404	115,999				6,404

## 2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 1. 後期高齢者医療 保険料	85,363	5,905	91,268			
項 1. 後期高齢者医療 保険料	85,363	5,905	91,268			
目 1. 特別徴収保険料	52,274	△ 3,109	49,165			
				1. 現年度分	△ 3,109	特別徴収保険料 △3,109
目 2. 普通徴収保険料	33,089	9,014	42,103			
				1. 現年度分	9,014	普通徴収保険料 8,910 普通徴収保険料（過年度分） 104
款 3. 繰越金	10	499	509			
項 1. 繰越金	10	499	509			
目 1. 繰越金	10	499	509			
				1. 前年度繰越金	499	前年度繰越金 499

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国道支出金	地方債	その他				
款 2. 後期高齢者医療 広域連合納付金	108,138	6,404	114,542				6,404			
項 1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	108,138	6,404	114,542				6,404			
目 1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	108,138	6,404	114,542				6,404			
								18. 負担金補助及 び交付金	6,404	後期高齢者医療広域連合納付 金 6,404

議案第 27 号

鹿追町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

鹿追町過疎地域持続的発展市町村計画を策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第9号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月10日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

鹿追町過疎地域持続的発展市町村計画（令和8年度～令和12年度） 別冊